

平成30年労第3号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C店に雇用され、主に品出し業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月下旬に起床したところ、痛みのため右膝を曲げることができなくなったという。請求人は、同月〇日、D病院に受診し「膝関節炎」と診断され、同年〇月〇日、E整形外科に転医し「右膝関節内側靭帯損傷、右膝関節捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、台車に200～300kgの重さの商品を載せて引く際に足で踏ん張る動作が本件傷病の発症原因であると主張するので、以下検討する。

(2) 請求人は、災害的な出来事はないが、仕事で大量の重量物を扱い、負担がかかり過ぎて痛めた旨述べているが、①F医師は、膝を捻るなど膝に急激に負荷がかかるようなことがなければ、重量物の取扱いだけで捻挫や靭帯損傷が起こることはない旨述べており、②G医師は、靭帯損傷は、相当な外力が瞬時に加わることで発症するのであり、重量物を押したりすることで徐々に発症することはない旨述べていることから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人が重量物を台車に載せて引く際に足で踏ん張る動作をしたことと本件傷病との間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(3) また、請求人は、本件傷病は前日に発症していたものの、下行性疼痛抑制系が働いて翌朝に痛みが出た旨主張するが、一件資料を精査したところ、請求人の右膝に下行性疼痛抑制系が働いたとする事実に係る客観的な医学的証拠がないことから、請求人の主張を認めることはできない。

(4) そうすると、本件傷病の発症と業務との間に相当因果関係は認め難く、本件傷病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。